

令和 7 年度大江町移住定住促進家賃補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 町長は、若者と子育て世帯の移住・定住を促進するため、賃貸住宅の家賃に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 自己の居住のため、建物所有者と賃貸借契約を締結した住宅をいう。
但し、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 3 親等以内の親族が所有する住宅又は賃貸住宅
 - イ 3 親等以内の親族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅
 - ウ その他、町長が不適切と認める住宅
- (2) 家賃 賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料（共益費、管理費及び駐車場料金等を除く。）の月額をいう。但し、国・県からの同様の補助金及び勤務先からの住宅手当が支給されている場合は、当該賃借料からそれらの金額を控除した額とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年 3 月 1 日以降に転入または婚姻届を受理され、賃貸住宅に新たに入居していること。または令和 4 年度大江町移住定住促進家賃支援事業費補助金、令和 5 年度大江町移住定住促進家賃補助金、令和 6 年度大江町移住定住促進家賃補助金のいずれかの交付を受けていること。
- (2) 会社等の転勤・進学による異動でないこと。
- (3) 主としてその収入によって世帯の生計を支えており、転入日または婚姻届を受理された日において満 45 歳以下であること。
- (4) 転入日より前の 1 年間に本町に住所を有していないこと。ただし、令和 5 年 3 月 1 日以降に婚姻届を受理された者を除く。
- (5) 世帯全員が申請日において納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 本町に転入したまたは婚姻届を受理された日より、3 年以上本町に定住する意思があること。
- (7) 町による他の家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金額)

第4条 1月当たりの補助金の額は、1万円（補助対象者が申請時において生計を一にする義務教育修了前の子と同居している場合は、これに子一人当たり5千円を加算した額）又は家賃の2分の1の額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付対象となる期間は、転入または婚姻届を受理された日の属する月の翌月から起算して36月を上限とし、このうち今年度の交付対象は4月から翌年3月分までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大江町移住定住促進家賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、年度ごとに町長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本

(2) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 申請日の属する年度の前年度の市町村税納税証明書。ただし、婚姻届けを受理された世帯で、従前から町内に居住している申請者は申請書の公募等の閲覧同意をもって替えることができる。

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の添付すべき書類について、補助金の交付を受ける2年目以降の申請の際は、1号及び2号は前年度の申請内容から変更があった場合に添付することとし、3号については申請書の公募等の閲覧同意をもって替えることができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、大江町移住定住促進家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、大江町移住定住促進家賃補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、大江町移住定住促進家賃補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付期間を変更する場合において、転居等により家賃の月額的全額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、この補助金の交付対象となる期間終了後30日以内、または3月16日のいずれか早い日までに大江町移住定住促進家賃補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、提出日時点において支払期日が到来していない家賃がある場合は、見込で提出できるものとし、支払い後速やかに次に掲げる書類を提出すること。

(1) 家賃の支払いを確認できる書類

2 前項の添付すべき書類について、大江町町営住宅または大江町特定公共賃貸住宅の入居者は、実績報告書の確認同意をもって替えることができる。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助金の交付決定した後に、1回に限り概算払をすることができる。

2 前項の概算払いの額は、家賃の支払いが完了した月数に第4条第1項で算定された1月あたりの補助金の額を乗じた額を上限とする。

3 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に家賃の支払いが完了したことが分かる書類を添えて請求すること。

4 前項の添付すべき書類について、大江町町営住宅または大江町特定公共賃貸住宅の入居者は、補助金概算払請求書の確認同意をもって替えることができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たすことができなくなったとき。

(3) 賃貸住宅を退去し、又は賃貸借契約を解除したとき。

(4) 家賃を滞納しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。